

酪農乳業政策に関する意見・要望

平成 28 年 12 月 7 日

臨時委員 川村和夫

乳業者の立場から、酪農乳業政策に関する意見・要望について、4 点ほど述べさせていただきます。

1 加工原料乳生産者補給金単価及び交付対象数量

補給金単価については、平成 29 年度から液状乳製品向け生乳も対象に加えた上で一本化されることとなっておりますが、北海道・都府県双方の生産者が、生乳の再生産が可能となり安定的な生乳供給が確保されるよう、「補給金単価算定方式等検討会」(以下「検討会」)における議論を踏まえ、一定のルールを定めた上で適切に算定されるようお願いいたします。

また、交付対象数量についても、液状乳製品を含め消費者の需要に応じた生乳が安定的に供給されるよう、一定のルールを定めた上で適切に算定されるようお願いいたします。

特に、交付対象が液状乳製品向け生乳にも拡大されることから、交付対象数量の設定が今後の生乳生産に大きく影響を及ぼすものと考えられます。酪農・乳業がともに「生産基盤の維持・強化」に取り組みつつある中で、安心して増産できる交付対象数量の設定をお願いいたします。

併せて、最近の生乳の需給状況を見ると、国産の生乳だけでは需要に応じた乳製品の十分な生産は困難と考えられるため、適切に需給を見込むとともに、バターや脱脂粉乳の供給が万が一にも不足するという事態が生じることのないよう、需給の変動に応じてカレントアクセスでの輸入や追加輸入を機動的に行うなど、適時・適切な対応をお願いいたします。

なお、今回の改定により、都府県向けに交付される補給金総額が減少することが予想されます。検討会でも複数委員から意見が述べられていたところですが、都府県の需給調整機能の維持にも配慮した検討をお願いいたします。

2 酪農生産基盤強化のための対応

わが国酪農乳業の最大の課題は、消費者に安全・安心な牛乳乳製品を安定的に供給するため、その原料となる生乳をいかにして安定的に確保するかであると考えています。しかしながら、昨年度、3 年ぶりに増産に転じた生乳生産も、本年度後半には減少傾向に転じるなど、乳牛や生乳生産の減少傾向に歯止めはかかっていません。

このため、乳業者としても、酪農の衰退を座して見ているだけでよいのかとの危機感から、乳業者が自主的に資金を拠出し、生産者による生乳生産拡大の取組みを支援するための「酪農乳業産業基盤強化特別対策」を、平成 29 年度から実施することとしています。本対策は、酪農家に向けた乳業者からの増産支援メッセージと受け止めていただきたいと思います。メインの対策としては、国内における乳牛の不足に対応し、酪農家が海外から乳牛を導入する際、その資金の一部を生産者団体と乳業メーカーが共同で負担し、酪農家を支援するというスキームを考えています。

国としても、このような業界による自主的な取組みを側面的に支援するとともに、肉用牛生産の支援に相当する規模の予算を酪農生産基盤強化のためにも確保し、現在推進している施策の実効性の向上、また、必要に応じた追加対策を検討していただくようお願いいたします。

3 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の検証

平成 27 年 3 月に 37 年度を目標年度として策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下「基本方針」)では、「施策の推進状況、関係者による取組みの実施状況について、随時、把握し、進捗管理を行う。また、その過程で、施策の取組の効果、問題点等を検証し、必要に応じて、施策の見直しや改善を図るとともに、関係者に対し、取組の見直しや改善を促していくものとする」とされています。

しかしながら、基本方針が策定されて 2 年弱が経過しますが、以上のような対応が十分にとられているとは必ずしもいえないと考えています。例えば、先に挙げた酪農生産基盤の強化についていえば、乳牛頭数の減少に歯止めがかかっているとはいえません。また、乳脂肪取引基準の見直しについては、生産者・乳業者双方において議論の隔たりなどがあり、議論を開始できるような状況にはありませんでした。

以上のような状況を踏まえ、改めて基本方針に示された施策の推進状況、関係者による取組みの実施状況を把握するとともに、施策の取組の効果、問題点等を検証していただき、必要に応じて取組みの見直しや改善を図っていただくようお願いいたします。

4 規制改革推進会議の提言に対する対応

規制改革推進会議においては、指定団体制度の改革が主要議題となっており、消費者ニーズを捉えた生産、生乳流通の合理化に加え、乳業再編などについても提言がなされています。それらの多くは、基本方針において議論された内容と重複し、長期見通しや合理化の目標値にも影響を及ぼすのではないかと考え

られます。

このような酪農乳業関連政策に関する重要な議論が、そのための専門組織である食料・農業・農村政策審議会畜産部会(以下「畜産部会」とは切り離された場でのみ議論され、本畜産部会には報告がなく、議論をすることができなかったことは大変残念であると考えます。この畜産部会には、生産者をはじめ酪農乳業に係る実務責任者や有識者を多数抱えており、さらには消費者側委員まで含むため、酪農乳業に関する政策について幅広い有意義な議論ができたのではないかと考えます。

去る 11 月 28 日に改訂・公表された規制改革推進会議の「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」においては、「早急に基本的なスキーム(年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等)を設計し、関係者の意見を聞き、法案作成のための十分な調整を行うものとする」とされています。したがって、基本的なスキームを設計するに当たっては、畜産部会または委員を有効に活用していただくなど、畜産部会における本来の議論との連携を図るとともに、専門知識を有する関係者による十分な議論・検討を行うようお願いいたします。